

日本書紀朔日考 IX

内 山 守 常

日本書紀朔日考 IX

内 山 守 常

まえがき

横浜市立大学商学部開設以来の同僚の、柵木信吾教授が、御病気のため、停年を待たず、私よりお若いにも拘らず、私より先に御退職なさることになり、誠に遺憾至極に存じます。東京工大教授の本間竜雄博士のように、先生と同室で生活することこそありませんでしたが、文理学部開設以来は、何時も隣室か前後の部屋で、お互いに研究生活を送って来た得難い隣人でした。

先生は実に温厚篤実そのものであって、しかも学問の性質からか、釘をさすべき処は、キッチンと釘をさすこわい所もあって、実に稀に見る勉強家であられました。先生ににとっては、御研究の邪魔で、さぞ御迷惑なことであったと思いますが、私には誠に良い相談相手で、何時も先生をわずらわし、大変お世話になったことを厚く御礼申し上げます。また、その度に実においしい御抹茶を御馳走して下さいるので、それが楽しみで伺ったこともないとは云えず、誠にあつかましい限りであったと、ここに深くお詫び申し上げます。

ところで、先生の最初の御著書の『定差方程式』の御出版は確か昭和27年の春頃であったと思いますが、久し振りに取出して見たら、私の頂いた本は使いふるして、相憎く奥付の紙がはがれてしまって、今定かではありませんが、現一橋大学長の宮沢健一博士の『経済数学』と共に店頭に並んでいたのを覚えています。当時この方面の和書は全然なく、絶版であった岩波講座の『数学』の泉信一博士の『定差法』と、河出書房の福田武雄博士の『差分法』だけで、先生の御著書は多くの経済関係の方々に裨益をもたらしたと思います。ただ出版社の関係からか、数学関係の人々に此の書のあることが余り知られなかったのが惜しまれてなりません。使っている資料が古くなったために絶版にした私の『新統計学』などと違って、今も新しいこの書物を、学生諸君が一読することを薦めます。

今回の御退官は、私にとっても、また大学にとっても、非常に惜しいことで、何度か御懇意をお願いしたのですが、学科の性質上、最初から最後まで立ん坊で黒板にチョークで格闘しながら、説明を続けねばならない授業は、先生のお身体に、どんなに御苦痛であったかと思ひ、それを無理強ひした私共の不明を、お許しを願うと共にどうぞ十二分に御静養下さって、昔のソフトボールを楽しんだ頃の御元気を、一日も早く取り戻して頂きたいと願ってやみません。

§14. 天朝無窮曆 その一

東京天文台の故小川清彦氏は、『日本書紀の曆日に就て』（昭和21年8月：内田正男氏編『日本書紀曆日原典』昭和53年雄山閣刊に収録）の中で「次ニ平田篤胤ノ天朝無窮曆ガ現レタガ、コレハ当時ノ天文方ノ意見書ニモ明カナヤウニ別段考慮ヲ払ウ価値ノナイモノデアル」（361ページ）と述べられ、平田の業績は完全に無視されている。確かに彼の所論の中には、神がかりの部分が多く、すべてを肯定するわけにはいかないが、彼の『天朝無窮曆』がいわゆる「四分曆」を用いて計算された点において、私は意義を認めざるを得ないのである。もっとも『天朝無窮曆』は『日本書紀』の時代だけであって、前述の他の三曆書とは性質を異にしている。ここで私が「いわゆる四分曆」と述べたのは、彼自身は「四分曆」と云わず日本固有の大国主神の作り給うた「太皇古曆」と言っており、曆元も四分曆が伐槩の年としているのに対し、誠に荒唐無稽な話だが、月夜見国すなわち月が大地と切離れて、天に始めて見えた年で、それが甲戌歳の歳首冬至の甲子の日の^(マツ)甲子の時の正五で、大国主神の141年としている。しかしそれはそれとして、ともかく1太陽年を $365\frac{1}{4}$ 日とし、1朔望月を $29\frac{499}{940}$ 日と、全く四分曆と同じ定数を用いている。

四分曆の輸入については、前にも書いたけれど、記紀は勿論他の国史にも全くその記載はないが、本稿§7に記した通り『令集解』の記述は全く四分曆そのものであり、曆生達がそれによって教育されていたのも事実だ

と思うし、藤原佐世の『日本国見在書目録』には、『史記』はもちろん『史記索引』『漢書』や『春秋正義』などは記載されているから、四分暦という名はともかく、その暦法は早くから知られていたはずだし、四分暦が行われていたとしても不思議はない。島根医科大学教授の友田吉之助博士の論証によっても、奈良時代に四分暦が行われていたのはまぎれもない事実である。（友田吉之助氏『日本書紀成立の研究』昭和44年、風間書房刊）

四分暦は平朔法としては、すぐれた暦法であり、太陽年についてはユリウス暦と全く同じであり、現行のグレゴリオ暦法と比べても、400年に3日の違いだけである。また朔望月についても、300年に僅か1日だけの違いだけである。だから私は古代の暦日を、彼が四分暦を用いて計算したのは、神がかりの点は別として、誠に一見識であると考えている。

彼の所論は、淮南子の天文訓、同時則訓：周髀算経：史記歴書、同天官書：漢書、統漢書、晋書等の律暦志：尚書、礼記月令、春秋左氏伝等の漢籍をもとに、彼の神道流の考えを入れて作られたものようである。

彼はその著『三暦由来記』の冒頭において、次のように述べている。

「三暦とは夏殷周三代の暦法を謂う。夏暦は即ち天皇氏天昊氏以来の真法にして、我が取る所の古暦是なり。殷暦は其法もはら古暦のままにてただ正朔のかわれるのみなれば、古暦の参攷に甚だ益あり。周暦もその本術は古暦なるが、是も正朔を改め、かつ古暦の部首を一日退けて、殊に八十一分の日法を立て、いわれなく古法をみだせる暦なり。然るに前漢代に至りて、太初、三統の二暦あり。後漢には四分暦法あり。これらの暦も、皆かの古暦を襲用したれど、その用法いと拙く、古暦の真法ことごとく乱れて、その真面目を知らずなりぬるを、今その由来を攷明して、古法世に顕さんと欲するゆえに、此の記を著せり。」

（漢字の一部をかなに改め、送りがなもすべて現代流にした。以下の引用でも一々ことわらないが同様の方針で示めすことにする。）なおここに引

用した原典は、すべて名著出版刊行の『新修平田篤胤全集』によっている。前掲の『三曆由来記』は全集第12巻309ページ所載のものである。現代において篤胤を知るには、この全集が手近で無二のものと思えるが、この全集にも誤りはある。紹介したついでに述べておくが、一番ひどいのは『天朝無窮曆』の組違いで、全集第13巻の凡例によれば、明治版の第11巻をそのまま使ったようだから、私は見ていないが、明治版の責任と思われる。すなわち新修版265ページ（明治版165ページ）に印刷されているのは、巻之五の継体天皇23年己酉から宣化天皇元年丙辰までの表で、これは正しくは新修版305ページ（明治版205ページ）と入れ変わらねばならない表で、両者が入れ違っている。『天朝無窮曆』は影印版で、明治版の原本は金刀比羅宮所蔵本である。原本がそうになっているかどうか確かめてはいないが、恐らく明治版の写真製版時のミスと思われる。また『天朝無窮曆』の内容にも大の月を小と書き誤ったり、数字を書き違えたものなど多数がある。これらはいわゆるミスプリントもあろうが、篤胤自身の書き誤りもあると思われる。私が誤りと考えたものは、すべて別稿の『古代の曆』の備考欄に注記しておいた。ミスプリは勿論『天朝無窮曆』だけではない。例えば全集12巻の『太皇古曆成文』の「曆道第五」の五条（五条という記載はないが）の「自軫十二度。至氏四度為寿星。於辰在辰。斗建在卯」（新修版第12巻117ページ下段7～5行目）は「斗建在酉」でなければならない。これは同巻の『太皇古曆伝』四の六十三條（同巻299ページ上段後から7行目）では正しく「斗建在酉」となっている。卯と酉のミスプリントである。これも篤胤自身の書き違いかも知れないが……。

彼は実によく和漢の文献を多読していて、これを引用し、批判し、利用している。しかしうろ覚えで書いて、後から調べ直そうと思って単に書留めておいたものもあるように思う。例えば『太皇古曆伝』の表紙裏に、

後漢天文志に「洪範五行紀論曰。民間亦有『黃帝曆』。不、如『史官記』

區₁ 卍[°] (全集第12卷128ページ)

とあるが、『後漢天文志』をずい分調べてみたが、このような記述は全然見当らなかつた。洪範については、

成帝時。中壘校尉劉向。広洪範。災条作五紀皇極之論。以參往行之事。という記載だけで上のような文は全く見当らない。続いて全集には、「同志に」として約133字の引用があるが、こちらの方は『後漢書』の「志第三律曆下曆法」の項に記るされた文章の引用であつた。だから前の文章も「天文志」ではなく「律曆志」かと思つて調べたがやはり見当らない。恐らく『後漢書』そのものではなく、誰かの注釈本か、あるいは彼の記憶違いかも知れない。

『天朝無窮曆』で彼が「師説」としてしばしば記るしているのは、大部分は本居宣長の『真曆考』および『真曆不審考辨』からの引用であるが、師説とせず『真曆考』の文章をそのまま使つたり、順序を転倒して使つていところもある。宣長は国学者であるが、いわゆる神がかりではなくすこぶる合理主義者で、宣長の説に科学性のないものは少いようである。それに反して篤胤には狂信的なところがあるが、彼は大真面目にそう考えていたのだと思われる。

『天朝無窮曆』の曆の部分は『日本書紀』時代だけだが、その論は非常に多く、全体をかみくだいて紹介する紙数はないが、新修本も『天朝無窮曆』については影印版で、随所に変態仮名が使われており、読める人の少なくなることを考えると、これを普通の文字で抄出しておくことは意味のない事ではないと考えるままに、本筋と考える部分だけを引用して示すことにする。ただ彼の文章は、仮名をふつた宛字が多い。例えば漢字を訓読した場で、終古^{トコシヘ}、伝説^{ツツエゴト}、当昔^{ソノカミ}、紀年月次^{トシナミツキナミ}、按^{カンガエ}の類である。ここではルビを現代流に改めたが、原典ではトコシヘ、カンガヘのようになっている。また唐土、西土、諸越、赤果州はすべてモロコシである。最後の赤果は、

『史記列伝』の孟子荀卿列伝第十四の「中国を名づけて赤県神州という」に従い、国学者である彼は神字を削って使ったのであろう。赤県という字はかなり多用されている。脱線したが印刷の手数を考えて、伊邪那岐大神のように、ルビをつけなくても正しく読めると判断したものは漢字だけにした。原典には出来る限り忠実でなければならないが、漢字をかなで示した所もあり、以上のような改変を行ったことを最初にお断りしておく。

では例によって、序文は自序ではあるが、省略せずその全文を示そう。

天朝無窮曆とは、かけまくもあやにかしこき、我が^{スメラミコト}天皇命の皇祖、伊邪那岐大神の、天地万の道を創め給いし当昔より、神ながら世に授けおき給える^{マゴヨミ}真曆を、後に大国主神、殊に宣しく調し給いて、大御国に遣し給い、さて赤県州^{カラ}の戎を始め、諸^{モロモロ}蕃^{エミシ}の国々えも、しきおよぼし賜えり^{モトツコヨミ}し本曆の、固より有来れるまにまに、筑紫の日向の、高千穂宮におわしまして、天の下しろしめせる天津日高彦火瓊々杵尊の大御代より、其の^{アマツミコト}天朝に用い給いて、日本書紀の^{ヤマトミコト}紀年、^{トシナミ}日次^{ヒナミ}月次^{ツキナミ}に載させ給える曆を謂う。^{ソモソモ}抑 是の曆法のこと、中つ世までは、皇国のとも西土のとも、^{サダ}議せる人は無かりしを、近く靈元院の天皇の御世、貞享の年頃に、司天台の学生たりし^{シロ}澁川春海翁始めて、其著せる日本長曆の自序に、我国神代、伊弉諾尊。測日之三天。雖考春秋定歳時、其詳不可得而聞矣。神武天皇立正。

始用建寅月。序歳時月日。云々〔これは『日本長曆』の序文の一節で、既に本誌第29巻88ページにその読み方は示しておいた。ただ私が使用した東北大学本は、「建寅之月」の所が「三陽之月」となっていたが、建寅之月のほうが意味ははっきりする。三陽の月はただ正月を定めたというだけだが、こちらは北斗七星の斗柄が初昏に寅の方角を指した時を正月としたということで、夏曆の正月を用いたことを示しているからである。東北大学本と果してどちらが、最初の頃の写本であろうか。〕とて、皇国の古曆なる由を述て、その推算の術をも出し、それよりやや後れて、宝永の年間に、中

根の璋が著せる皇和通曆も同じ按なり。しかはあれど余前には、これら
の説をば、一向に信うことあたわざりき。そは我が師本居ノ大人の語に、
書紀に、神武天皇の元年を辛酉と定め、また紀中何事にも、某月某日と
日を指して記るされたること甚く疑いあり。此の事已委曲に論えりとて
真曆考を著わされたる、その説に深く心の浸たりし故なり。さてしか真
曆考の旨を心の底へ信うものから、また時々はかの渋川の翁など、あく
まで赤県州の諸曆を知りたる人々の、書紀なる曆日を、かの国のならず
皇国の古曆なりと云えるが心にかかり、その曆日の皇典に昭然なるを見
つつ、我が古昔に、決めてその事なしとは誣い難く、且師説の如く、
神功皇后以前は、紀年日次ある事なく、彼曆日はみな後より推当たる物
とすれば、上つ代の天皇命たちの御齡を記せる伝え伝えも諦ならず、其
歴年を云える文をば、皆がら廢ずは有ましく、さては神武天皇の元年は
もろこし周の恵王が十七年という年に当るというを始め、かしこの某王
が某の年は、和が某天皇の某の年に当るなど、和漢合運して、年代を攷
うる事も、かの韓征以前は、みな虚事となる謂なれば、それよりしては
書紀なる古き事実の覚束なく、浮たる事の如く聞えて、例の異国学びに
心ひく倫の、なおしも上つ代を蔑如する云い種と為すべく、今已に聞く
に堪ざる悪言どもも耳に入れば、師の琢きにみがき明されし、帝道惟一
なる皇典の学びの、甚き汚濁と成ぬべきを、最慨えたき事と、ひとり竊
にむねを焦して在ぬれど、明らむる由なくて、黙止在しこと、三十年余
なるが、時なる哉、ことし天保八年(1837)という年の六月に至り、其
惑い忽ち啓けぬ。げにも書紀なる曆日はも、皇国に固よりありつる曆に
して、伊邪那岐大神の立創めまし、大国主神の謂ゆる合朔に調え給いし
を、大朝廷に用いさせ給い、其よりして赤県州を始め、あたし我國々え
も及びし、祖曆なる事を悟り得たり。今しも其由を述べん。こを制り遣
しし大神に、質し白さんと欲るに就て、天地の自然なる真曆の事より云

わでは、其意^{ツフ}を竭しがたき事どもあれば、まず其事より云わんとす。いでや「石上^{イソノカミ}ふりにし世々の日^{ヒノヨ}並つ^{アハカ}つ、よみ明^{アハカ}してん神^{ミコト}の御紀を。

以上が彼の自序である。そしてこの本の巻六の最後に「天保八（1837）年という丁酉の歳のしもつき（11月）平篤胤」と記るしているから、天保8年の6月から11月までかかって書かれたものであることがわかる。天保8年は、11代徳川家斉が將軍職を家慶に譲り（4月）、大御所となった年で、大塩平八郎の乱などのあった年である。6月には米船モリソン号が浦賀に入港している。こうした社会状況の下で書かれたことも考えねばならない。前節に記るした中根元圭の『皇和通曆』の初版本が出てから、実に123年後、宣長の死後36年目のことである。序文の最後に篤胤の述べていることは、今日では全く考えられぬことだが、ここで彼を批判することはやめて、もう少し彼の所論を読んでみようと思う。「天朝無窮曆」の第一節は、宣長の『真曆考』と全く同じ文章で始まるのである。すなわち、
[一] あら玉の年の来^キ経^ヘゆき、反^{カニ}ら^メい^メ周^メら^ウう^メあり^メさまは、始^キお^ワり^メの際^メはなきに似たれど、その際のなきにはあらず。そは古^コノ伝^{デン}に天地の分ると云いしは、天^{アメノヒ}日^ヒと大地と、もと一^{マロコロ}に混沌たりしが、二に分れたるを云いて其天日は、素より精妙にして萌^モ騰^{トウ}り、その健剛なる余りの氣勢、四方八方に薄靡^ホき周^メりて天^{アマノツツラ}霧^{ツツラ}となり、天日やがて其最中に懸りて、終古に其所^{ココ}を移さず、今の現に見放る如く右旋せしを、大地は日の旋るに従いて、漂^{タダヨ}蕩^ウい^メ周^メり初^ソつるぞ、謂ゆる曆元にて其際の始には有ける。

此ノ天地の分れて、しか旋り初^ソつる時を、後^{ノチ}より推^{オシ}うれば、神武天皇の高御座に即坐せる元年、辛酉にあたる歳より、四万三千三百九十年前の、甲寅に当る年の歳首冬至の甲子ノ日、甲子ノ時の正五なりき。此ノ事また日の居ながら右旋する^{アガシ}徴^シなどは、太皇古曆伝、三曆由来記を始め、別^{コト}に委曲^{ツバラカ}に考^カえ著^シせる書^{シヤク}等^トあり。然て天地と分れし初より、日を中央として、大地の旋る由縁^{ユエ}は、次節にその大要を云うにて知るべし。

これで第一節を終っている。後半1字下げたのは註のつもりであろう。最初に出て来た数字だが、 $43390=60\times 723+10$ で、神武天皇の御即位の辛酉に当る年から43390年前は辛亥年で甲寅ではない。また日本流にその年を含めて、すなわち辛酉を第1年目としても壬子の歳である。甲寅は正しくは43387年前でなければならない。実際は大雑把に約43390年前の甲寅の歳と云う程度なのだろうか。ここで彼が云いたかったのは、第1節だから暦元だと思う。そして、この暦元は現代流に云えば西暦紀元前44047年に相当する甲寅の年の冬至で、その日の干支は甲子で、午前0時に冬至になったというのである。(これも残念ながら違っている。)また「甲子の時の正五」だが、甲子の時というのはおかしい。これは単に「子の正五」または「子の刻の正五」と書けばよいのを「甲子の日」と書いたのでつい筆がすべったのであろうか。しかも「甲子の時」はこれ1回ではなく、2度3度と出てくる。他は「午の正五」とか「酉の正五」とか書いてあるのにかかわらず、これだけは「甲子の時の正五」で正五にはモナカと仮名が振ってある。すなわち子の正刻正子(午前0時)のことであろう。

この時代の時刻制度は、いわゆる明け六つ、暮六つを基準とした不定時法が行われていたが、天文や暦学の分野では、貞享暦施行後は、1昼夜を12等分したいわゆる子、丑、寅、卯等を用いた12辰刻の他に、1昼夜を百刻にわけ、さらに1刻を百分に分けた定時法も使われるようになっていた。(それで一昼夜が一万分になり、春海の一萬を分母としたすなわち小数的な日の端数が出るようになったのである。)この立場からは1辰刻は8刻きに相当する。従って子の刻は前夜の午後11時から翌午前1時までで、午後11時を子の初刻とよび、現在の午後11時14分24秒を1刻、28分48秒を2刻というように、現在の14分24秒毎に、3刻、4刻、…、と8刻に達し、最後が3刻すなわち4分48秒で丑の初刻になるのが、当時の定時法の時刻法である。しかし平田篤胤の用いている時刻法はこれではなく、1昼夜を96

刻としたもので、1刻は現在の15分である。そして彼は午後11時を子の初刻と云い、15分後を一刻と云わず二刻、11時半が子の三刻で、午前0時が子の五刻となる。それで彼は正五と云ったのである。彼の場合の初刻は一刻の意味で使われたので、初刻の次は二刻となることを注意しておく。

さて、第二節は篤胤の神がかりの史観がよく出ているので、全文を引用したいところだが、紙数に限りがあるので、残念ながら省略する。大事なことは、冬至を歳首としたことを述べた点と、春海の『日本長暦』の序文の一部を引き、宣長と同様に、真暦の起りを皇祖神のした事とし、「師は書紀なる暦日を甚く疑い、渋川氏は聊も疑わず」に「皇国固有の暦」と考えたので、長暦がその考えの嚆矢だとした点である。

本書の冒頭が宣長の『真暦考』のままであることは既に述べたが、宣長の『真暦考』は

あらたまの年の来経ゆき、かへらひめぐらふありさまは、はじめ終のきははなけれど、大穴牟遲少名毘古那の神代より、天のけしきも……と続くのだが、篤胤が最初に引用しなかった大穴牟遲以下は第3節以下で引用されている。すなわち第3節以降では『真暦考』および『真暦不審考弁』からの引用によって、春夏秋冬、月名などの由来を述べている。この稿では、宣長には全くふれなかったので、篤胤の引用を通して、宣長の思想にふれるのは意味のあることと思うままに、宣長の引用である部分には、繁をいとわず記すことにした。原本にはないが、宣長の引用である部分には「」を補った。文字は宣長と篤胤とは異り、例えば宣長は上記のように少名毘古那と書いているが、篤胤は少彦名であり、宣長の神代を篤胤は神世と記している類であるが、ここでは『天朝無窮暦』からの引用だから、文字はすべて篤胤に従った。すなわち第三節は次のようである。

[三]但し冬の^{キツ}至れる際は、すなわち次、歳^{キツ}の首なれど、そは天地の運行をかく定め給ひし、皇祖神^{スノロゴノ}の御上にこそ知りたまう事なれ、世^{ヒトツサ}の人種の、う

ち視るままの年の定めは、真曆考に「大名牟遲少彦名の神世より、天のけしきも夙に、霞なども立きらいて、和けさの気さしそめ、柳なども萌はじめ、鶯なども鳴そめて、種々の物の、新まり始まる比をなん、初とは定めたりける。

皇国にも、今の立春の程を、春の始といいて、年の始とせるは、漢国カラクニより曆まいり来て後に、長曆をもて推えて、上代カミツヨよりを、然定めつる物ならんと思うは、ひが心得なり、こは曆による事なく、元より然ありし事」なり。○篤胤云。尾張人にして舞津老隱と隱名せる曆算家。この師説を難じて、「年の首は、まことに此時なること、然も有べけれど、天地の氣運等からず、人居の地に寒暄あり。鳥獸草木の候に早晚あり。春正月の寒き時は、空の気色も和からず、霞も柳もそれにつれまた冬日の暖なるには、鶯も鳴き（篤胤が3、4行中間を省略している）、鶯の春鳴かぬ里も有べく、物の新まりて、年の首となる事も、所によりて異なるべきを、押並へかく云うは不審し」と云える。師の弁論に、「年々天地の氣運等からず、地方の寒暄によりて、草木の候なども、早晚ある事は勿論なり。然れども総体を、押ならして見る時は、然のみ甚しき違いは、なき物にて其の時々の気候は必ずある物なり。漢国の七十二候など云うことも、天地の間の物によりて、時を定めたるに非ずや。現に今時にてすら、天地の物に因りて時を知ること多し。そは却りて曆よりも、能く合う物なりと、諦ツツしく常に試み知りたる者のいう事なり。云々」と云れたるが、然る事なるに就て按オモうに、赤果州にて、天地のうらなる、万の物のうえを視て、時を知る事を記せる物は、夏小正その祖書にて、周の代の月令より次々、世々に七十二候の類なる氣候書ありて、必ずこれを曆法にそえて、頌ち伝うる事は、曆法の古義は、もと天常を論じ、長久を志シす所以の道とて、歳時の際限を正しく紀し、事を後世に伝うるための設にこそあれ、地方の寒暖

時節の早晚によりて、氣候の異なる細事までを、知るべき道に非ざればなり。然るを彼の唐堯と云しが時に、始めてこを、民に時を授けると云う事に取成して、中星を知るという事をむねと為たるは、曆道の初大變にて、是より曆法氣候その道異なるを、混一する事と成れり。然はあれど、その唐堯の時すら、曆法のみにては、彼の地方の寒暖、時節の早晚などにて、農時を諦しく知る事能わざる故に、當時すでに小正などは有しなり。此は今の清代に頒行する時憲曆というは、古今に比類なき精曆なりと、其学者たちの語なるに、其曆本を見れば、必ず七十二候をかき載する例なるに准えても知るべし。曆法のみにて農時知らるべくば、頒曆に煩わしく七十二候は載すまじき物をや。老隱の論今もなお論う事あれば、師説につぎて如此は謂うなり。〔後略〕と、宣長の『真曆不審考弁』によって、舞津老隱と名乗る川辺信一の『真曆考』の年の始めに対する論難（上に注意したように一部省略したので、少し分りにくくなっているが）と、それに対する宣長の答と、彼自身の補説とを述べている。後略は私が以下を省略したことを示している。

第四節では、黙って『真曆考』の第二節からを引用している。「」はこれを示している。「」となるのは篤胤が『真曆考』の途中をかなり省略したことを示している。また（）内に記したのは『真曆考』の文を篤胤が省略したところ。〔〕内は逆に篤胤がつけ加えた部分である。

〔四〕「さて一年の来経ゆく間を、四つに段みて、春夏秋冬とぞ云いける。是はた神代より、然あり来ぬる事なれば、今その故は、いかなりとも、知るべきならねど、誠に云わば、温なる暑き涼しき寒き、四つの異の有ればなるべし。」「此の春夏秋冬てう、名どもいと古く聞えて、古事記書紀の歌どもにも、往々見えたり。

春日ということ、書紀の武烈〔天皇〕の御卷の、影媛の歌に見え、夏虫と云うこと、仁徳〔天皇〕の御卷の、磐媛命の御歌に見え、夏草と

いうこと、古事記の（遠飛鳥宮の段の）衣通王の御歌に見え、秋の田と云うこと、万葉集二の巻の磐媛命の御歌に見え、冬木と云うこと、古事記の（明宮の段の）吉野の国栖人が歌に見えたり。此のほか歌ならぬは猶古きもあり。」

[五]「かくて此の四つの時を、また始なかば末と三つに段^{キヅ}みて、春の始、秋のなかば、冬の末などい」い、「春の始は乃ち年の始なれば、上に云える如くにて、夏秋冬の始なかば末も、また其の時々^{オリオリ}の物の上を、見聞きて知れりしこと、春の始と同じくて、天のけしき、日の出入かた（月の光の清さにぶさなどに考え）或は木草のうえを見て、此の木の花さくは、某季^{ソノトキ}のその比^{ココ}。その木の実なるは某季のそのほど。此の草の生出るは、何時のいつ比。その草の枯るるは、何時のいつ程としり、或は田なつ物畠つ物につきても、稲の刈どきになるは某ほど。麦の穂の赤らむは某比と云うごとく心得。あるは鳥の常世^{トコヨ}にゆき帰るを見、むしの穴に隠れ出るを伺いなど、都^{スベ}て天地のうらに、時々^{オリオリ}に従いて、移りかわる物に因りてなん、某季のいつ程とは定めたりける。」

「後の世には暦という物ありて、月日の定はみな委ねおく故に、天地の間の物のうえを見聞きて、考えん物ともせず、常に心を着ざれば、見ても見知ることなし。然れば今の人などの心には、上件の如くして定めんをば、覚束なき事と思ふべけれど、いにしえ暦の無りし世には、必ずしかして定むる風^{ナライ}なりしかば、人みなよく見しり聞しりて、違ふこと無りきかし。凡て何わざも、心をつけてつね馴ぬる事と、心もつけず馴ざる事とは、思いの外に、こよなき異のある物なり。万葉集の歌に『久方の天の香山此ゆうべ、霞たなびく春たつらしも。また『打なびく春立ぬらしわが門の、柳のうれに驚なきつ。『春すぎて夏来たるらし、白妙の衣ほしたり、天の香山。『妹が手を、とろしの池の浪間より、鳥音けになく秋過ぬらし 』など詠める、みな見聞く物により

て、其ノ時を知れる趣にて、上ッ代の意にかなえり。某が中に、春過て
てう大御歌は、殊に人のしわざをすら見そなわして、^{シロ}知し^イ看せる御趣
なるをや。此の外にも多かれど、悟やすき二つ三つをあげつ。」

この間に、『真暦考』には「上なる天はそら、季はみなとき、下なるも
皆おなじ。四時を四季ともいいならえるによれり。某はそのとよむ。」と
いう註があるが、篤胤は省略している。『真暦考』はこの後まだ続きがあ
るが、篤胤はここでやめて次節に移る。まだ『真暦考』の引用が続く。

[六]「さて然一季の来経をば、ただ三つに分けいえるのみにて、其のほど
の日次までを、幾日の日幾日の日と、定めいう事はなかりき。

来経はきへ。きへとは古事記に、倭建命の御歌に答え奉れる、美夜受
比売の歌に『新玉の年が来経れば、あら玉の月は来経ゆく と見え、
万葉集十五の巻に『あらたまの月日も来経ぬとある如く、年月日いづ
れにまれ、未来ざりしが、次々に来つつ経行くをいえり。さて来経と
云えば、すなわち年月日の経ゆく事になりて、万葉などに、け長くと
多くよめるも、来経長くにて、其のほどの久しきを云う古言。また日
を数えていくかと云うも、^{イフケ}幾来経。また暦をこよみと付たるも、^{ケヨミ}来経数
にて、一日一日と次々に来経るを、数えゆく由の名なり。然れば今一
季の来経と云えるは、春夏秋冬いづれにまれ、一季を経る間のことな
り。下にいえるも皆同じころぞ。」

これは宣長の考えた暦の語源である。次の第七節も続いて引用である。

[七]「されば年のはじめ季の始なども、際やかに某日よりとは無く、その
日数はた、かならず幾十日と詳には非ずて、みな大らかになん有ける」
と云われたるが如し。

と珍しく篤胤が顔を出している。『真暦考』はこの後長い註になるが、そ
こにまた顔を出して、引用であることを示している。すなわち、

またその注に、「年また季の日数も始の日も、際やかなる定まりは無し

しかども、神代より幾万の年をか、経来りぬる其ノ間に、限りなき世ノ中の人の中には、かしこく思慮オモイカネの勝れたらんも、多サマに有ぬべければ、曆はなくとも、皆こまかに辨え知るべき事も、有まじきに非ざれども（『真曆考』にはこの間60字程の文があるが篤胤は省略）唯元よりのままに、大らかにては過スギにしなるべし。然れど推オシなべての世の人のさとりにも、大かたに一年一季の日数などは、自づから世々に驗み知りて、次々にいいも伝え、伝えたるを聞ては、自からも、いよいよ驗み知りて有ぬべければ、其季の始は、昨日にや有らん、今日にや有らん明日にや有んと云う計ハカリまでは、自づから定まりもしけんかし、然れどなお詳かに、今日という定まりは無れば、ただ思い取れる心々にて、此人かの人、一日二日のけじめは、常に有ぬべし。しか違ちがいぬれども元より日数の定まりし無れば、此も彼もたがい無くて、次の季もまた同じ事なりき」とあり。

と最後にまた篤胤が顔を出している。『真曆考』の註はまだ長く、これでやっと2割程度だが、彼の引用は一応ここでとめて、七節を終わっている。ここに書かれた宣長の意見は実に達見であって、曆法確立以前の天体観測時代はまさにこの通りではなかったかと思われる。

ところで篤胤はここで彼自身の神がかりの説を述べ、宣長の註の続きは第九節以降で再び引用している。ここでは順序に従い篤胤の論を聞こう。
[八]上ノ件の師説。まづ四時の定まりを稽られたる説なるが、国生ませる二柱ノ神の当昔より、速須佐之男神の御世へて、大国主神の御世まで、然ありけるを、此大神の時に、月夜見国はじめて、大地より断離れて空に見われ、大地の旋りに従いつつ、運ること始まり、是よりして、大地よりこを望めば、日と月と互カタミに、昼と夜とを持別けて旋ること、見ゆる事とは成にたり。

月の天に見えたる事の伝えは、古事記書紀の神世の文には見えず、日

向風土記に、皇孫邇々芸命の、高千穂ノ峯に、天降着給える時の事を記せる文に、始めて所見たれど、もと大地につきて在しが、断離れて天に見え始つるは、其より早く大国主神の、彼処より還り給える後なること、服部中庸が三大考にすでに考証せるが如し。余さきには、皇美麻命御天降の前後の、ほど近き頃ならんと想いて、靈能真柱には、しか著せれど、後になお深くこれを思えば、其は悪かりき。然るは赤県の古説に、月の旋り始たる時を、日ハ甲子歳ハ甲戌と伝えて、此は太皇古曆の元なるが、彼天地分りて、上ノ件の真曆の始まれる甲寅の歳より三万九千四百四十年後にて、其時は人皇氏の次に馭戎せる、瓊神氏の百四十一年という年の冬至に当り、此方は大国主神の百四十一年に当る歳と同年なれば、此ノ大神のいと若くて、彼ノ夜見国に往坐し、還り給える後に、月は大地を断離れて、天に見え始たりとして、和漢の故実よく符えばなり。但し此書かかる年数を云うこと往々あるを、初学びの徒など、訝かり思ふも有ぬべし。此等の事の考は、春秋命歴序考と、弘仁歴運記考とに著せれば、此書どもに就て見るべし。

で8節を經っている。服部中庸の『三大考』は、宣長の『古事記伝』卷17の附卷としてついている。三大とは天地泉の3つのことである。天は即ち日で、泉は即ち月であるという。『三大考』には寛政3年(1791)5月25日に書き終ると記るしている。また篤胤の『春秋命歴序考』は、春秋の緯書の一つである『春秋命歴序』を考証したもので、天保4年(1833)8月24日の日付がある。また『弘仁曆運記考』は『印本延喜式』の巻首にある『歴運記』(現在の国史大系本(吉川弘文館刊)では「延喜式附録」として巻末にある1ページ)を、和漢の諸書を引用して、縦横に敷衍考証したもので、最後に銅鐸のことを記るしており、銅鐸の図、寸法等もあり、銅鐸の一文献である。天保2年秋から冬にかけて草稿がなり、天保7年11月15日加筆清書と記るされている。

第9節以降はまた宣長の『真暦考』の引用であるが、最初は篤胤で、

[九] 故また右の四時の周りの年次とは別に、月という事もぞ始まりける。

その委しき趣も真暦考に、上ノ件トキゴトオモエの説コト 竟たる「次に此ノ四時の運行には付ツクずて、外にまた月という事の有りて、天なる月の満み、欠み見えみ見えずみする一周を一月とせり。

上に引ける美夜受比売の歌に、「新玉の月は来経行」とあるは、此ノ月なり。」

[十] 「其、定めは、一月を三つに段キガみて、都伊多知、毛知、都碁毛理といえり。其はまづ西の方の空に、日の入ぬるあとに、月のほのかに見え初むる頃を始として、其より十日ばかりが間ホドかけて、月立と云えり。月の漸ヤウ々に立行く頃ホドなればなり。

朔の始を定むること、日次には拘わらず、今の二日の日にまれ三日の日にまれ、昏に月の見え初むる日を始とせり。暦に朔とする日は、いまだ月見えざれば、なお晦の末なり。から国にては、合朔といいて、月と日と正しく一方に会て、少イササかも月の光の見えざる日を、朔とはすめれど、皇国の古は然らず。都伊多知とは月立の意にて、月の空に立て見ゆるを云うなり。立とは空に見ゆるを云う。霞霧などの立は、下より立のぼるを云うを、此は西の方へ下る比なれば、立つという意ココロ違えるに似たれども、昨日まで見えざりしが、初めて見ゆるは立のぼるに同じ。然て漸々に、昏に高く見えゆく比をかけてひろく月立とは云えり。倭建命の美夜受比売のおすいの裾ツキに、月水の付たるを見行して月立にけりと詠せ給えるも、天の月の立によせて、月とは宣ノツえるなり。月立という事、これにて心得べし。さて春の立、秋の立など云うは、漢国に謂ゆる立リヌム春立リツ秋より出たる言コトバか、又はこの月の立より転ウツれるか辨えがたし。万葉集に、正ムツキ月立とよめるは、月の立を云えるなり。また今コトノ世の言に、月日の立と云うは過行く事にて、こは今月の立を、

先の月の過たる方へうつして云う言なり。」○篤胤云。天智天皇紀十年の下に、十一月甲午朔癸卯。対馬、国司、遣^リ使^ヲ於筑紫^ノ大学府^ニ宣^ス。月立^ハ二日^ニ。沙門道文。從^リ唐來^リ曰^ク曰々^ク。と見え、万葉集六卷の歌に、月立而直三日月之云々とある月立、ともに今の師説の証とするに足れり。此、外にもなお有るべし。

これで十節を終っている。宣長のついたちの説である。篤胤の敷延のうち書紀の文章には些か誤がある。月立二日は書紀には月生二日とある。つきたちて二日と読んではいらぬ。もちろん月が見えてから2日の意味である。また、沙門道文は書紀には沙門道久とあり、以下三人の名前を記るし、四人從唐來日となっている。万葉集のはその通りで、大伴坂上郎女の歌である。

続いて宣長の「もち」と「つごもり」の説である。

[十一]「さて中ごろ十日ばかりが間を毛知と云えり。月の形の満たればなり。其中に月立の初より、十四五日にあたる日の夜の月は、望の極みなり。（十四五日はとおかあまりよかいつか。望はもち）

毛知とは満てう意にて、月の満たるをいう名なり。中旬の間みながら空の月正しく円には非ざれども、欠たる所なく、稍満たれば然云うなり。さて今望の極みを、十五六日と云ずして、十四五日に当る日と云るは、上ッ代の朔は、曆の二日三日比なればなり。さて伊勢物語に、其比みな月の、もち許なりければと有るは、中旬をひろく云えり。六月えかけて云えるは、後の詞なれど、中旬を毛知ばかりと云えるは、古の言の残れりしなり。また万葉集三卷の歌に、富士の嶺の雪の事を、六月十五日に消ぬればと詠めり。空の月の事ならで、十五日を毛知と云いしは是も古言なり。」

[十二]「さて末十日ばかりが間を、月隠といえり。月の漸々に隠り行く頃なればなり。其中に三十日比にあたる夜は、月隠のきわみなり。（月隠はつごもり。）

此ほどは月の出ること遅くなりて、漸々に見ゆること少くなり行く故に月ごもりと云う。都碁毛理は月隠の意にて、月の隠れて見えぬをいう名なり。さて曆法に依て見るに、天の月の一周りの来経は、廿九日六時あまりにて、廿九日には余り、卅日には足ざるゆえに、卅日と定めて見れば、月の出入る時の、先の月よりは遅くなりて、二月のほどには、大かた一日違う故に、曆には大小の月に分て、二月に一月をば廿九日として、晦朔を調うる事なれども、皇国の上ッ代は、凡て日数に拘わらざりし故に、ただ空の月を見て、朔の始を、一人は今日ぞと思ひ、いま一人は昨日ぞと思ひ、いま一人は明日ぞと思ひて、心々に定めても、皆違ふこと無ししかば、大小を分ざれども、晦朔の乱れ行くこと無りき。」

これで十二節を終わっている。伊勢物語は九十六段が出所であり、万葉集は有名な「田子の浦ゆ、打ち出て見れば真白にぞ、富士の高嶺に、雪は降りける」の次に出ている長歌の、反歌の一部である。伊勢物語には日付の入っている例は非常に少なく、正月十日、三月一日、三月晦日というのが三回あり、五月晦日、六月晦日、十月晦日、十二月晦日と、晦日が大変多い。それから上に引用された六月もちである。月はないが、十一日の月も隠れがあるくらいで、月の名だけが出ているのが、正月、二月、九月、十二月だけである。恐らく宣長のいう程度の日付であると思われる。なお最後の廿九日六時あまりは、現在の時制では29日12時間余ということで、一時トキは現在の2時間である。さて十三節以下もすべて『真曆考』の引用である。

[十三]「かくして一月とは定たりしかども（月々の名もなくこれは）何れの月をはじめ終りという次第ツイデもなく、四時にもつかず、唯一日々と経行くのみにて、都て年の運りとは別事コトコトなりき。然るは是も十二たび運れば、大かたに一年なれども、年の来経とは、十日余り日数の足らざる故に、常に四時の始終とは、後れ先だちつつ行たがいて、譬えば秋の最中

のころ、天の月は月隠の末、月立の始などの時も有けり。されど元より別事にし有ければ、彼はかれ此はこれにて、拘らずなん有ける。

年の一めぐりは、曆の立春より立春の頃までなれば、三百六十五日三時にして、上件の十二月の日数三百五十四五日なるとは、十一日ばかりの差あり。^{ケジメ}〔然て〕かく二かた別事にて有ければ、閏月という物を加えざれども、年の運りの違い行くこと無りき。〕

[十四]「^{カク}斯てこの、月といえる方の来経も、朔望晦、または始つた、中ごろ、末つ方とも云えるのみにて、是はた幾日の日幾日の日と云う日次はなかりき。

此、一月を三つに分いえるのみにて、日次は無りし定めは、中昔までかつかつ残れりと見えて、古今集春下、業平朝臣の歌の詞書に、やよいのつごもりと有て、歌には、春はいくかもあらじと思えばと詠めり。其比までも月の末つ方を、ひろく晦と云えりし故に、三十日の日より前の事なれども、詞書には晦と云えるなり。（『真曆考』にはこの間があり、伊勢物語の晦の多いことなど指摘している。）又かげろうの日記に、つごもりに成ぬれど、人は卯の花のかげにも見えず。廿八日にぞ云々。これも晦になるとは下旬^{スエツカタ}になれるを云なり。故下^{カレ}に廿八日にぞと云えり。また栄花物語若水の巻に、朔も過ゆけばといいて、十日のひるつ方といえり。是も朔とは上旬^{ハジメツカタ}をいえる趣^{サツ}なり。また鳥辺野の巻に、十二月廿二日の事を、つごもりに成ぬればと云えり。また狭衣にも、晦に成ぬればと云いて、霧ふたがりて、月も亮^{サヤク}ならぬと云えり。もし卅日の日ならんには、月は有べからず。是らをもて知べし。上ッ代の定まりの心ばえの残れりしなり。〕〔『真曆考』の註はまだ続くが、篤胤は以下を省略して、次の節で『真曆考』の引用を続ける。〕

これは引用だから、篤胤の批判ではなく、宣長の批判になるわけだが、上の『蜻蛉日記』の引用は、私には余りよい例証とは思えない。『蜻蛉日

記』は右大将藤原道綱の母が、夫兼家の不実を綿々と恨んでいる日記で、上の引用は、「かくて晦日になりぬれど、人は卯の花の蔭にも見えず、音だになくて果てぬ。二十八日にぞ、例のひもろぎの便に、なやましき事ありて、なッどありき。」という終りに近い天禄3年(972)4月末の記述で、この後すぐ「五月になりぬ」と続く文である。日記と言っても、日の順に書くばかりが能ではなく、夫は今月も来なかつたということに重点をおいて、それでも言いわけを添えて、28日にお供物だけ届けてよこしたということで、晦と果てぬが対になっており、しかも新古今の人麿の「鳴く声をえやは忍ばぬ時鳥、初卯の花の蔭にかくれて」をかけた点が作者の味噌であろうから、晦日と二十八日と順序を転倒したのも自然だと思うし、この月は小の月で晦日は29日だから、たった1日のことで、これは不適当な例証だと思う。また『狭衣物語』の方も、巻の二の下の「九月も晦になりぬれば」の一節で、確かに「九月も末になれば」で意味は通るのだが、晦日としたのは、彼の恋人である源氏の宮が、月が変れば入内するかも知れないという悩みが、最初に晦日と書かせたので、この時代の暦では、二日に日食(朔)をおくこともあり、晦の明方に月の見えることもあると、優れた文学者は知っていたと云ったら、宝暦寛政時代の宣長に叱られるであろうか。ただし篤胤は引用しなかったが、宣長の「いせ物語に、上に引けるごとく、六月のもちばかりと云えるはさらにて、又時はやよいのついたち云々、む月の十日ばかりのほどに云々、さつきの晦に云々、しはすの晦に云々、時はみな月のつごもり云々、かみな月の晦がた云々、時はやよいの晦なりけりなどいえる、後の世のごとく、みな一日にかぎれる名ならましかば、かくおおく晦々などと、同じ日をものみいわましやは」と云う論は傾聴に値すると思う。篤胤の『真暦考』の引用はまだ続く。

[十五]「抑上キツの件のごと、季の始なども際キツやかに非ず、月次も日次もなく、また(かの)天の月による月は有しかども、別事にて有つるなど、凡

て事足わぬに似たれども、然思うは、よろづこまやかにこちたきをよきにする、後の世の心にこそあれ、上ッ代は人の心も何も、只広く大らかになん有ければ、さて事はたり。

凡て世の事は、あればあるままに、手附テツキよくはあめれど、またあるまマズクまに煩ワズクいも立そうを、無れば無きままに事は足りて、煩ワズクいなきは却て勝れる方もある物なり。譬えば今の世に、山寺へ上る坂などに、道の程をこまかに段セグみて、幾町幾町と記せる碑を立たる所、ここかしこに有り。また大道には、多く一里塚という物ありて、何れも行かう人の手附となるを、此の大道ゆく人は、一里塚にて事足りて、彼一町ごとシルシと標ツツキなくて、手着あしとは更に思わず、またなべての道には、一里塚だに無きが多かれど、是はた無ままに事は足りて、あらましかばとは思わぬが如し。」

[十六]「またかの空なる月による月と、年の来経ワザとを強いて一つに合す術なども無くて、ただ天地のあるが儘にてなん有ける。」

『真曆考』にはここに重要な註がついているが、篤胤はそれを省略している。ここではそれを補っておこう。すなわち、

「此二方を、曆の一つに合せたるは、いと宜しきに似たれども、まことは天地のありかたにはあらず。もししか一つなるべきことわりなりせば、もとよりおのづからひとつなるべきに、さはあらで、おくれさきだち行たがうは、必別事にてありぬべきことわりあることなるべし。」と太陽と月の運行は、曆の上では別に考えるべきだとした卓見である。宣長は『真曆不審考辨』において「阿蘭陀と云国などは、天文地理にくわしき国なるが、其国の曆法などは、唐国の曆法とは殊の外に異りたるものにて、一月の日数も大にちがい、閏月と云こともなけれども、其通りにても年々差う事はなきなり。今此論者に阿蘭陀の曆を見せたらば、大きに驚きて目をまわすべし。」と述べている。オランダは1583年からグレゴリオ曆

を使っているから、宣長はグレゴリオ暦を知っていたものと思われる。

ところで篤胤は、宣長のその後の註はまた引用している。

「(さて)上^レ件。上^レ代の来^レ経の定まりを云える、さる古き伝説の有にも非ず。己年ごろ、此事をいぶかしく思いわたりて、年月かにかくに思い回らして、思い得つる趣なり。然れど其は猶いかに有けん。今おし量^{ハカリ}には知るべきに非ずと、承^{ツケヒ}引かぬ人かならず有^レべけれど、必ずかく有^レらでは、えあらぬ事^{ワケ}そかし。」

[十七]「これぞ此^レ天地の初^レ発の時に、皇神神の造らして、万の国に授けおき給える、天地の自然の暦にして(もろこしの国などのごと、人の巧みて作れるにあらざれば)、八百万千万年を経行^レけども少^{イッサ}かも違^レうふしなく、改^{イカヅ}むる^{イカヅ}勞^{イカヅ}きも無^レき、尊^{イカヅ}きめでたき真^{イカヅ}の暦には有^レける。」と言れたるが如しとここで篤胤が顔を出している。括弧内は前にも記したが篤胤の省略した真暦考の文である。続いてまた篤胤が顔を出して、

なお其^レ本注に「皇祖はすめろぎ、伊邪那岐大神、伊邪那美大神を申す」とあり。篤胤云。本考なお此所に「諸越の国などの暦という物は、神のなし置給えるに依らずて、聖人の己が心もて作りて、民に時を授くとか、言よげに云うめれど、上^レ件の如く天地の自然なる暦にて、民は授けざれども、時をば自から能く知る事にて、まづ去年まきおきし青莖の花の咲るを見ては、苗代時を知り、作りおきし麦の穂^{7カ}の熟らむを見ては、田植る時を知り、また其稲の刈時をもて、また麦まく時を知るが如く、年々に如此しもて行かば、争^{イカ}でか其時々^{イカ}の知がたき事は有らん。教えずて有^レべき事を、なお言^{イカ}痛く教うるは、凡て彼国人の癖なり」とて、合朔また歳差の事などの論あり。かの唐堯より後の暦説には能く当れる論なれど、その以前の古暦法には充^{イカ}当ならぬ論なれば、その論いは此に漏して第六卷の末に云んと欲するなり。

と細字で注を記して、この後例の舞津老隱の論難と、宣長の論弁とを『真暦不審考辨』から引用しているが、紙数の都合で省略して、十七節の最後に記るしている篤胤の論を見よう。

篤胤云。上、件々の師説。神の御世より中、世までも、真暦の行われたる趣を、朗に暁り得られし説等なる中にも、其真暦の起原を、伊邪那岐大神の始め給いし事と、決られたる説の、天地のむた動なき事なるに就て惟うに、赤泉州の上、代に、昔自在の古暦と称うが有けり。此は天地初発の時より、自づから在つる暦なる義をもて、如此名けしなるが、案は天皇氏の、易威を作たるに因る事にて、一年を春夏秋冬の四時に分かち、其を孟仲季の三づつに区けて十二となし。孟春の氷泮けて、蟄虫すでに発出し、百の木草の奮興する時をもて始と為たり。夏秋冬も各その候ありし事にて、こは世の中なべての趣なりしが、其、大人君師の上にては、其、道すこぶる精くして、かの天地始めて分れし年の、後より云えば、甲寅にあたる歳、首の、甲子冬至、日の甲子、時の正中。斗柄の子に建せるを暦元として、次々に中気を定め、一歳三百六十五日四分日の一を、一日三十二分の策をもて、二十四気を十五日七分づつに推数うる法にて、こは日の行に本づける暦なる故に、四時の孟仲季。或は三十日。或は三十一日と定まりつつ、初年は四分日の一余り。二年めは四分日の二あまり、三年めは四分日の三余りて、各三百六十五日の年なるを四年目は三百六十六日の年となる。然てかく結ばりつつ八十年にして、元の甲子冬至に復るを一舎と称し、十九舎合せて千五百二十年、これを一紀と云い、三紀四千五百六十年を一元となし、此を紀名の暦という。是すなわち天皇氏の暦にて、月の運行無しし、数万歳の間は更なり、月すでに運れる後も、なお謂ゆる合朔の事なく、月は月、節気は節気と、別事にて有りしなど、熟くも師の考徴されたる真暦と相似たり。豈これ小縁の事ならんや。彼邦には天皇氏とこそ申せ、案は我が伊邪那岐大神に坐せばなり。

これで十七節を終っている。最後に述べたのは全く四分暦の解説であって、宣長の「これぞこの天地のはじめの時に、皇祖神の造らして、万の国

に授けおき給える、天地のおのづからの暦」というただ一つの信仰を具体化したものではある。しかし篤胤は引用していないが、宣長は『真暦考』で次のように述べている。

さてその暦は、月の大小と閏月とをもて、朔晦と節氣と違わぬごとくひとつにあわせもてゆくなど、いとも巧にはあめれども、猶歳差などいうこと有て、数十年を経ぬれば、一度という程づったがいゆくを、後の世には、つぎつぎに此たくみくわしく成ぬれども、考えつくすことあたわざれば、おりおりにその暦あらためずてはえあらず。又北斗七星の斗柄、いにしえは、子の月には子の方に建し、寅の月には寅の方に建せりといえるを、今の世には、寅の月に寅のかたには建さずて丑の方に建すといえり。これ妄説にあらず。たしかなることなり。さればかかることも、數千年を経れば、かくたがいゆくことと見えれば、これらの外にも、今まではたがいなくて、考え得たりと思うことどもも、また數千年を経なん後には、たがいゆくべきことおしはかられたり。かくいえば月日星のめぐりも何も、後には次序なく、みな乱れゆくべきにや、とうたがうべけれど、然にはあらず、すべて月日星のめぐりは、皆さだまり有て、いく万代を経ても、いささかもたがう物にはあらざれば、數千年のほどにたがえることも、然たがいもてゆきては、又みな本へかえる事にて、それもすなわち定まりのうちなれば、まことにたがうにはあらざるを、たがえりと思うは、たとえば十日ばかりの命ならんものの、天なる月の、形も出入の時も、夜ごとにかわり行を見て、いたくたがいゆく物かな、かくしもて行て、後にはいかになりゆきなん、とうたがうがごとし。おのが命のみじかくて、又始のごとくなりかえるを、え見ざるからの疑いなり。(後略)

宣長の原文はまだ長いが、紙数の都合で打切って、後は簡単に紹介すると、長年月をかけてみると、今迄精密だと思っていたのは、実は粗略であ

って、却って上代の大らかな定めがよかったということが分るのである。現在の月令に合わせて年月を決める方法は、半月の違いも起るので、空の月に合せて、年月を決めるのは良くないと考える人が出てきたのも、上代の定めをめくりかえるしるしだとしている。篤胤は以上を省略したあと、
〔十八〕 然るに師説是より下に上^ノ件^ノの論につぎて「然有けるを、稍下りて諸越^{クニノミ}の国籍^ノわたり来て後に、かの邦の定め^ノに効^{ナラ}いて、一年を十二月として、其^ノ月次^ノを四時に配り、(むつききさらぎなど)その月々の名をも定められた」るが、月の大小閏月などの事なく、甲子は用いたれど、幾日の日という日次なく、一月の日数も定まらず、本の儘なるが、其^ノ後「あまたの御代々々を経て(後に)、〔諸越の〕暦法を用い給い」て、よろず今の如くには成れりける。「然るを書紀に神武天皇の御巻に、是歳也太歳甲寅。冬十月丁巳、朔辛酉云々と有るを始めて、凡て上^ノ代^ノの事にも、みな年月をしるし甲子にうつして、日次までを記るされたるは、心得がたし」と論われたり。然れど其説等は、今しも甘ない難く思う由あり。

然るは右の師説、近く皇朝の典故にのみ頼りて、小にこれを見るときは、然ることに聞ゆれども、皇祖神は、天地万国に通りて、万の道を始め給える大神にして、此真暦も万国にわたる事なりと示され、玉鉾百首に、『八雲たつ出雲の神をいかに思う、大国主を人は知らずやも『さいづるや常世のからの八十国は、少彦名ぞ造らせりけん』と誨え遺^{オク}れたる^{イキ}気ざしを継ぎて、彼此のへだて無く、此二神もその本国こそ皇国なれ、万^ノ国^ノの大神たちにまし、万^ノ国^ノの万^ノの道を始め給える神等なる義をさとり、遠く異邦の古説をも索めて、大にこれを思えば、なお然も非ぬ事どもなり。故今次々にそを論い直さんと欲るなり。(後略) 宣長は書紀の紀年の信ずべからざることを論断したのに対し、篤胤の論はこれから始るわけである。批判は後にしてもう少し原文を見よう。

[十九] いでや師説の真暦はも、皇祖神の万、国に弘く授けおき給える道にし有れば、教えねども万、国の人みな自然に知りて、皇国の古は殊にしか有つれど、其は世の中おし並たる、青人草の上にこそ有れ、かの書紀に著させ給える暦日の法は、もと世にしか弘く授け賜える道には非ず。大朝廷にのみ用い給いて、歲月日時の来経をはかり、且その年次日次をもて、此の年には其事ありき。某日には此事有りきと、長久に誌し伝え給わんために、備え置せる物にて、かの真暦とは素より別なるが、此道もかの大名牟遲少名御神の、兄弟となりて、国造り坐せりし御世より、事始め給える法になも有ける。

文に此道もと云う由は、万葉集の歌どもに、『大汝少彦名の神こそは名著始め云々、『大穴道少御神の作せる、妹勢能山を云々』など様に、万の事のはじめを、此二神にかけて、詠伝えたるは然る物にて、皇美麻命の天降坐ざる前、大国主神の御世には、大かた世の風俗、もろこしの唐堯虞舜らが時より、往の有趣にひらけ在しこと、弘仁暦運記考に述る如なれば、此道もとは謂うなり。上に注せる諸越の謂ゆる昔自在の暦の、蒼生に行わると、大人に用うると、精龜二わきに、別りて在しに准えて、皇国の古も、しか有ける事を、まづ念いて、下に次々云う説ともを見辨うべし。

ここで注意すべき発言は、暦が精粗二巻があったということである。本暦と頒暦と云ったらよいと思うが、この考えは大事だと思う。続いて

[二十] 然るに此らの事ども、わが神典にはその伝え漏たり。其はいかなる故ならんと謂うに、少彦名神ははじめ外国より来ませるが、再速く外国にわたり坐し、後に大国主神も天神之御子に、御国をゆづり白して、避坐りしかば、二神ともにその国避ませる後の事どもは更なり、御国のうつし世に御せる間の、種々の履歴どもも、其神たちの御身につきて、其避ませる外国に伝わりし故なり。

そは下に著す古曆合運図の如く、大国主神の大八嶋国しろしめせるは一千六百八十年あまりの間なるを、其長遠なりし間の事としては、其大国主たりし由緒なる予母都国往坐しのこと、国造りのこと、国避りの事など、天神之御子の御国しろしめす事につきて、僅に残り伝われる耳なれば、まして少彦名神の履歴の、委しき伝の、御国に遺らざること、然有べき理なり。こは公^{オオヤケゴゴロ}心ならん人は深く想いて知なんかし。

[廿一] かくて赤県州の古籍^{フルネフミ}どもに、東華大神小童君、太一小子など申せるは、少彦名神の漢名。扶桑太帝、太昊伏羲氏など聞えしは大国主神の彼邦を^{オサ}馭め給いし間の漢名なるが、互に相議りて国民を治むる道の本を立まし、殊に太昊氏は天皇太帝より^{タマ}錫いし靈亀の甲文に頼りて、始めて六十花甲をつくり、其を歲月日時に配りついで、天皇氏の古曆に合せて四時と月次とを調べて、中気なきを閏月と定め、謂ゆる章部紀元の式を作たるを、太昊甲曆と称うよし見えたり。

天皇太帝と申すは、即ち天皇氏の、^{ヨノナカ}世間の万の道をはじめ置きて、^{アヒ}天に昇らし、後の名にて、天帝ともおすも此大神なるが、是やがて伊邪那岐大神に坐こと上にも云えるが如し。凡てさる大神達には、元より自から定め給える御名は無く、大かた其^{ミイヅ}御徳によりて、他より称え白せる名にし有れば、其事の伝わる国々の方言をもて、種々に名づけ奉ること然も有べき謂なり。然れば世のはじめを成し給える許多の神たち、国々によりて、御名をばいかに白すとも、拘わる事なく、その事業を^{アヒ}尋めて、こは神典なる^{イソレノカミ}誰神にますと云こと、^{カニ}反さい^{ツグ}正し^{アキ}明らかに定めべきなり。其は既に著せる^{フミドモ}書等に云るごとく、皇国は神の本国には有れど、世を始め給いし神等は、万国にかたる神等なれば、何れの国にも、其伝あるべき^{コトワリ}謂なればなり。

と述べて、曆の本論に入るのである。これまでの事は宣長の論と違って、一々批判する気も起らないが筋道だけを見て行くことにしよう。

[廿二] 然るに此、曆法。五帝の世々を経て、夏殷周の三代をふる間に、少しき沿革^{カワリ}は有つれど、漢代までは其、余波^{ナゴリ}にて在けるを、其、後は世々の曆家も知らずなれりき。然るを己近ごろ其、太昊氏やがて、我が大国主神に坐ことを悟り得て、その履歴^{コトノミ}を糺^{ツグ}し攷^{カンガ}うるより、延きて此事に及び、その曆法をも明し得たるに、神武天皇の元年辛酉歳は、その曆式癸酉節の第七十二年に当れば、試にその辛酉、歳よりのち三百年ばかりの書紀なる月朔^{ツラヘニ}を比較たるに、全同^{モハラ}じ曆なりしかば、且驚きかつ奇^{アヤシ}みつつ、また種々に思い惑える事どもぞ起りける。

其はまず渋川春海翁、中根璋など、書紀なる曆日を、皇国固有の曆と為たるは卓見なれど、諸越曆代の諸曆と合ざれば、元より彼邦になき曆法なりと謂えるは、此、太昊曆を知ざる故の事にこそあれ。今その古式を明めて、書紀なる曆日と比較するに、符合せるうへは、素よりかの国になき曆法なりとは云い難ければ、此は神功皇后の韓を征給いしより後に、彼邦または赤県州より伝えたるを、師説の如く、仁徳天皇の御代などより、其、式を用いて、遡^{サカサマ}におしあて、上代の紀年日次をしいて作^{ツク}たる物ならんと思えれど、赤県州は此ほど魏晋の代間にして古曆の正術すでに絶たる時なりしかば、買^{クワイ}るべき由なく、また此時の謂ゆる新羅、高麗、百済の三韓ともに、赤県の漢代以来に立たる国にて、其後歴代の正朔を奉ぜし国等なること、伊藤長胤が三韓紀略に載せる如くなれば、是また古曆を伝^{イワレ}うべき由緒なし。故また深く惟いて、師は神後の韓征より以前は、彼方の国々と往来なかりし事に決られたれど、神世より往来ありしこと、弘仁歴運記考にも論^イう如^イうならば、神世の末頃に、早く韓国より伝わりしか。然云う由は、朝鮮は古くかの周武が殷紂^{ホロゴ}を亡せる後に、紂が庶兄なりし箕子を臣とせず、封じたる国なり。然れば箕子その周曆を用いず、殷曆を用いけん。然るに其、殷曆は、正朔こそ違え同じ太昊古曆なれば、其を伝え奉れる物かとも思えど、孝

引^レ呼^レべ、夫、羲和是、主^ス日月、。職^ス出入^ス以^テ為^ス晦明、。其、後、
世々遂^ニ為^ス此^ノ国、。作^ス日月之象、。而掌^ス之^ノ沐浴、。運^ス、転^ス之^ヲ
於^テ甘水中、。以^テ効^ス其^ノ出^入、。鳴^ス谷^ノ虞淵^一也、。とある。羲和之國はす
なわち我が筑紫の比売嶋を云い、甘水甘淵陽谷は異名同所にて、比売
嶋の下なる速吸名門をいい、帝俊とは唐堯の養父帝嚳の事にて、太昊
氏五世の孫なるが、其若かりし程は、我が比売嶋に住りし故に、羲和
氏その妻となりて、十日の子を生み、素より日月の晦明出入の、然る
所以を知たりしかば、日月の象を作りて、甘水中に運転しつつ、日月
晦明のさまを擬びて、其、子等に教えたる羲にて、此は謂ゆる渾天儀
の原始にて乃、太昊氏の遺伝なり。此、事なお王応麟が、玉海に引たる諸書
に、伏羲立^ス、渾儀、。測^ス、北極^ノ高下、。量^ス、日景^ノ短長、。觀^ス、星間^ノ広狭、。出
々、。また渾天儀、。羲和之旧記也、。また、漢、蓋^ス、上^ノ閼^ヲ為^ス、武帝^ノ於^テ、池中^ノ、。転^ス、
渾天^ノ、定^ス、時節^ヲ、作^ス、太初曆^ヲ、。出々、。など云るたぐい数知らず多かるをも想い
合すべし。羲和氏というは、決めてかの天推彦の妻となりし高照比売またの名
は下照比売なるべく思ふ由あり。そは三五本國考に云るを見るべし。

また同位に、啓筮曰^ク、夫、羲和之子、。出^ス、千^ノ鳴^ノ谷^ヲ、。故、羲和^ノ因^テ、此^ヲ、
而立^ス、羲和之官^ヲ、。以^テ、主^ス、四^ノ時^ヲ、所^レ、謂^フ、世^々不^レ、失^ス、職^ヲ、耳^トとある。
羲和之子とは右の十子を云い、陽谷は皇国の域内なること、上に謂う
が如し、斯て其子ら曆術を伝えて、唐堯の時にかしこへ渡りしかば、
堯これによって曆法をならい、羲・和という二官を立て、四時の事を
知らしめたる、其、羲氏和氏らが子孫。その職を世々に失わず有^テる由
にて、尚書堯典に、羲仲、羲叔、和仲、和叔と云える四人を赤泉州内
四獄^ノの下^ニわけ遣して、四時を察しめた事のあるは即、是なり。然れど
も孔丘氏が、彼尚書を撰める時に、かかる故案^{フルキマコト}の伝をば、煩文なりと
て棄たる故に、尚書のみ見ては、其、曆法すべて堯が自作せる如く見ゆ
めれど、案は尸子に、造^ス、曆^ノ數^ヲ、者、羲和^ノ十^ノ也^トと云える如くにて、是

より遙前に太昊伏羲氏の、既に伝え遺たりしを、此、時更に、羲和の子等より再伝せるなるが、其中に堯が狡意^{サカシラ}を用いたる事も有りて、これ無くば宜けん^{カクハライク}と、旁痛くおぼゆる事もなきに非ず、委しくは三曆由来記、三五本国考を合せ見て知るべし。

こうなるとどうにもしようがない。本節は省略しようかと思ったが、玉海などの引用があり、下照比売高照比売の同一人など、いろいろな解釈があるので、特に引用した。次が曆の問題である。

[廿四] 然らば大国主神の、此方にて曆法をつくり給える時は、何時なると謂うに、上に云える月夜見国の大地と断離れて、天に始めて見えたる年よりして、千五百二十年余り後の、すでに一紀を全く観たまえる上ならでは、此大神と申せども、合朔の式を定め敢給うまじき事なれば、已に国避り坐んとする時頃に、調べ^{トク}竟ませること^{オソ}推て知るべし。

かく謂う故は、その章蕤紀元の法を知らざらん人は、心得かぬる事なれば、今その大要を云うに、月の運り^{ウツ}始つるは、大国主神の国避たまひし庚申、歳より千五百四十七年前なる、甲戌、年の歳首冬至、甲子、日の甲子^{マツ}、時の正五にて、即ちこの大神の百四十一年という年なること、上に云る如くなるが、是謂ゆる甲子朔旦冬至の始なるを、章首として此日の此刻より算を起して、次々の月朔は二十九日と九百四十分日の四百九十九という策にて推求め、然して此をか^マの天皇氏の曆の、十五日と三十二分日の七分という策を以て求めたる一舎八十年、十九舎千五二十年の節氣と合すれば、右甲戌、歳の、甲子朔旦冬至より十九年め壬辰、歳の仲冬、癸卯、日酉、時の正五に至りて朔西冬至に当る。これ第二章首なり。是よりまた十九年め、辛亥、歳の仲冬、癸未、日午、時の正五に至りて、朔午冬至にあたる。是第三章首なり。其よりまた十九年め、庚午、歳の仲冬、癸亥、日卯、時の正五に至りて、朔卯冬至に当る。これ第四章首なり。但し是朔西冬至、朔午冬至、朔卯冬至という

名は古になく、都て朔旦冬至とのみ云い來れるを、予が始めて設けたる
 目なり。そは真に朔旦冬至と稱すべきは、子、時の正五なるをこそ云、
 べけれ。酉午卯とも且にあらざればなり。然て此四章を都て七十六年
 月數九百四十月。日數二万七千七百五十九日にして、毫も余分なき、
 是を一節となし、甲子節と云い、其、七十六年めの仲冬、朔癸卯にあた
 り、冬至また其日に當るを章首として、上の如く四章をつみて七十六
 年。これを癸卯節といい、また四章七十六年にして壬午節。また七十
 六年にして辛酉節なり。右甲子、癸卯、壬午、辛酉の四節をすべて三
 百四年。これを木運と謂う。そは甲子節其第一に在ればなり。次に庚子、己卯、
 戊午、丁酉の四節あり、都て三百四年。これを金運という。其は庚子節其
 第一にあればなり。次に丙子、乙卯、甲午、癸酉の四節あり。すべて三百四
 年。これを火運という。そは丙子節其第一に在ればなり。次に壬子、辛卯、庚午、
 己酉の四節あり。都て三百四年。これを水運という。其は壬子節其第一にあ
 ればなり。次に戊子、丁卯、丙午、乙酉の四節あり。すべて三百四年。
 これを土運と謂う。そは戊子節其第一に在ればなり。右五運を総て二十節一千五
 百二十年なり。かの十九舍一千五百二十年の一紀と同じ年數にて、月
 數すべて一万八千八百月。 $\left[1520 \times \frac{235}{19} = 18800 \right]$ 日數五十五万五千一
 百八十日。 $\left[365 \frac{1}{4} \times 1520 = 555180 \right]$ 此間の氣數三万七千六百にして、
 [月數18800 \times 2 = 37600で、これは誤り。正しくは24 \times 1520 = 36480] 朔冬至
 八十あり。[1520 \div 19 = 80] 中に二十は朔旦冬至なり。[80 \div 4 = 20]
 此は甲戌、歳より始りたれば、癸巳、歳に終る。今是を例によりて孟紀
 と号く。その節氣晦朔は更なり。月建及び日時ナツの干支刻分も、みな其
 元カニに復る。然れども歳カニの干支のみ未復らず。茲にまた甲、午歳カニの節首
 甲子の朔旦冬至より、次々上、件カニの如く、二十節千五百二十年を定めて
 癸丑、歳におわる。今是は仲紀と名づく。然るに歳カニの干支なお復らず。
 茲にまた甲寅、歳カニの節首、甲子の朔旦冬至より、二十節千五百二十年を

定めて、癸酉、歳に終る。今これを季紀と号く。此、三紀を都て四千五百六十年。これを一元と謂う。これ太昊甲曆の謂ゆる章部紀元の大要にて、御国は大国主神の百四十一年。赤県は狹神氏の百四十一年。月の運び始れる甲戌、歳より、皇国は崇神天皇の五十年。彼邦は漢、元帝と云いしが、初元元年と云ふる癸酉、歳までを、測量し給える曆式なり。但し此は其真式を知得たる今をもて、古を算^{カフ}うる態なる故に、かく容易^{タカ}に似たれど、大神の当時^{ソノトキ}にては、後^{ミツサ}来を測る御拳なる故に、その甲戌、歳より、一紀千五百二十年を尽して、甲午、歳よりまた、初に復る趣^{ソツ}を、たしかに見給わでは、三紀合せて四千五百六十年の間、この曆の行わるべき義を、定め取給うまじき理なれば、其、御代の末、国避またう際^{キワ}に至りて、作り給えりとは謂うなり。其は曆元甲戌、歳より、千五百二十年を経れば甲午、歳にて、是より国避ませる庚申、歳まで、僅に二十七年なり。〔甲戌の年を1年目と考えた〕此間に右の曆法を、創立し給えりとせんに難なし。仍下に著す章部合運図を合せ考うべし。これで廿四節を終っている。曆の説明は全く四分曆で、本文に数字について、そのつど私が註を入れておいたが、二十四紀の数だけ、太陰曆の1月にすべて2回づつあると考えた計算で、これは明かに間違いだ、その他の数字に誤りはない。地球と月の分離説、またその時期など、当時の誤った考えを述べているのも、逆に興味のあることである。

さて次の廿五節では、師宣長は『真曆考』で、年の来経と月次とを一緒に合わせるのは宜しくないと論じている、宣長の頭には現在のグレゴリオ曆があり、太陰太陽曆は良い曆ではないと考えていたようである。篤胤はここで師説に反対して、後人の作った曆法は確かにそうだが、大神の作られた曆はそうではないと論じ、次の廿六節で、年は穀^{クワツモノ}のことで、田より寄^{ヨサ}すという義で、穀を一度とり収めるのを一年という説き、師説をひきながら、次の廿七節では春夏秋冬の字義を、また廿八節では、むつき、きさら

ぎ、やよい等の字義を述べ、次の廿九節で、次頁に示した合運図を、彼の『春秋命歴序考』の最後に記した部首五運図にもとづいて作成している。余白があるので、この図について説明しておこう。この図はもちろん『天朝無窮曆』では、縦書で2頁にわたったものだが、それを横書にして、1頁に入るように工夫したもので、印刷所には御迷惑をかけた。閑話休題。この表の一行は一紀1520年で、これが二十部首に配当される。もちろん一部首は76年で、一部首は四章。一章は19年である。そして三列で三紀4560年で、これを一元というわけである。だからこの表は一元を示したものと云える。さて、仲紀部首歳の最初の行を見れば、中国の柏皇氏の107年が、大国主神の1661年に当たるといのである。それはともかくとして、この年の干支が甲午で、朔旦冬至でその日の干支が甲子で子の正五刻すなわち正子に冬至になるという意味である。柏皇氏の甲午歳の前年癸巳歳から（この年を第1年目として）20部首1520年を逆推すれば、狹神氏の141年で、それが甲戌歳にあり、これが孟紀の首歳で、この歳首が甲子の日の子の五刻に、朔旦冬至になるという。これが日月交会の最初の原点になるわけで、甲子子五は、この表の右端に示されている。それから19年目の第二章首が癸卯の日の酉の五刻で、次の第三章首（19年後）が癸未の日の午の五刻で、次の第四章首が癸亥の日の卯の五刻になるということを示している。この76年間を第一章首が甲子の日だから、甲子部とよび、次の第二部首が狹神氏の第217年（庚寅歳）から始まり、その第一章首が癸卯の日の朔旦冬至であるという。以下同様でこれらはすべて四分曆である。（以下次号）

『古代の曆』 正誤表

（横浜市立大学紀要 人文科学第十一篇 日本史第二号）

213ページ	頭書	三統（誤）	→	景初（正）
274ページ	下6行	二伝には朔	→	二伝には朔
276ページ	9行目	（唐では6）月	→	（唐では6月）

運	節	孟紀節首歲	仲紀節首歲	季紀節首歲	節	朔冬至
木	甲子節	甲戌 大國主神 141 年 卯神氏 141 年	甲午 大國主神 1661 柏皇氏 107	甲寅 暹々神命 1495 夏深王	23	甲子 子五 癸卯 酉五 壬辰 午五 辛巳 卯五
	癸卯節	庚寅 " 217 " 217	庚戌 暹々神命 51 太皞氏 51	庚午 火々出見命 39 殷小甲	14	癸卯 子五 壬辰 午五 辛巳 卯五 庚午 酉五
	壬午節	丙午 " 293 " 293	丙寅 " 127 " 127	丙戌 " 115 殷太戊	61	壬午 子五 癸卯 酉五 甲辰 午五 乙巳 卯五
運	辛酉節	壬戌 " 369 黃神氏 69	壬午 " 203 " 203	壬寅 " 191 殷開甲	1	辛酉 子五 庚午 酉五 己未 午五 戊申 卯五
金	庚子節	戊寅 " 445 " 145	戊戌 " 279 " 279	戊午 " 267 殷武丁	12	庚子 子五 己卯 酉五 戊辰 午五 丁巳 卯五
	己卯節	甲午 " 521 " 221	甲寅 " 355 神農氏 41	甲戌 " 343 殷祖甲	18	己卯 子五 戊辰 酉五 丁巳 午五 丙午 卯五
	戊午節	庚辰 " 597 " 297	庚午 " 431 " 117	庚寅 " 419 殷常乙	元	戊午 子五 丁酉 酉五 丙戌 午五 乙亥 卯五
運	丁酉節	丙寅 " 673 次民氏 33	丙戌 " 507 黃帝氏 38	丙午 " 495 周成王	10	丁酉 子五 丙午 酉五 乙未 午五 甲申 卯五
火	丙子節	壬午 " 749 " 109	壬寅 " 583 少昊氏 9	壬戌 " 571 周穆王	4	丙子 子五 乙卯 酉五 甲辰 午五 癸巳 卯五
	乙卯節	戊戌 " 825 " 185	戊午 " 659 " 85	戊寅 蒼不命 67 周懿王	13	乙卯 子五 甲辰 酉五 癸巳 午五 壬午 卯五
	甲午節	甲寅 " 901 " 261	甲戌 " 735 " 161	甲午 " 143 周宣王	21	甲午 子五 癸卯 酉五 壬辰 午五 辛巳 卯五
運	癸酉節	庚午 " 977 辰放氏 33	庚寅 " 811 顓頊氏 44	庚戌 " 219 周平王	40	癸酉 子五 壬午 酉五 辛巳 午五 庚辰 卯五
水	壬子節	丙戌 " 1053 " 109	丙午 " 887 帝嚳氏 42	丙寅 神武天皇 6 周惠王	22	壬子 子五 辛卯 酉五 庚辰 午五 己巳 卯五
	辛卯節	壬寅 " 1129 " 185	壬戌 " 963 騰鸞氏 47	壬午 綏靖天皇 3 周簡王	7	辛卯 子五 庚辰 酉五 己巳 午五 戊午 卯五
	庚午節	戊午 " 1205 " 261	戊寅 " 1039 帝舜氏 20	戊戌 懿德天皇 8 周敬王	17	庚午 子五 己卯 酉五 戊辰 午五 丁巳 卯五
運	己酉節	甲戌 " 1281 " 337	甲午 " 1115 夏仲康 6	甲寅 孝昭天皇 49 周考王	14	己酉 子五 戊辰 酉五 丁巳 午五 丙午 卯五
土	戊子節	庚寅 " 1357 離光氏 63	庚戌 " 1191 夏少康 5	庚午 孝安天皇 42 周顯王	18	戊子 子五 丁卯 酉五 丙辰 午五 乙巳 卯五
	丁卯節	丙午 " 1433 " 139	丙寅 " 1267 夏帝芬 39	丙戌 孝靈天皇 16 周赧王	40	丁卯 子五 丙午 酉五 乙未 午五 甲申 卯五
	丙午節	壬戌 " 1509 " 215	壬午 " 1343 夏帝泄 12	壬寅 孝元天皇 15 漢高祖	8	丙午 子五 乙酉 酉五 甲戌 午五 癸亥 卯五
運	乙酉節	戊寅 " 1585 柏皇氏 31	戊戌 " 1419 夏帝禹 元	戊午 開化天皇 35 漢武帝 元朔	6	乙酉 子五 甲午 酉五 癸未 午五 壬申 卯五